

入札参加停止の上限 2年から3年に延長

予決令改正

財務省は、予算決算及び会計令（予決令）を改正し、談合などの不正行為に対する入札参加停止期間の上限を2年から3年に延長する。地方自治法施行令の改正に合わせ、3月1日の施行を予定している。

改正するのは、予決令第71条で、▽契約の履行に当たり、故意に工事、製造を粗雑にし、または物件の品質や数量の不正行為をした者▽競争入札、せり売りで公正な執行を妨げた者、または公正な価格の成立を害し、不正の利益を得るために連合した者▽落札者が契約を締結すること、または契約者が契約を履行することを妨げた者――などに該当すると認められた場合、3年間を上限に入札に参加させない。

地方自治法施行令の改正とともに、8日に閣議決定した。国土交通省では、地方整備局発注の水門設備工事をめぐる入札談合事件を踏まえ、重大な独占禁止法違反行為などに対する指名停止の最長期間を2年から3年に延長済み。「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」を一部改正し、昨年9月1日から施行している。

20年2月13日

建設通信 新聞()